

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第77号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第1条 職員の修学部分休業に関する条例(平成16年鳥取県条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(修学部分休業) 第2条 略 2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。 (1) 略 (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校 (3) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校 (4) 略 3 略	(修学部分休業) 第2条 略 2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。 (1) 略 (2) 学校教育法第82条の2に規定する専修学校 (3) 学校教育法第83条に規定する各種学校 (4) 略 3 略

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(自動車税の課税免除) 第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税(第9号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。)を課さない。ただし、第4号から第14号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。 (1)~(3) 略 (4) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する各種学校において専ら生徒の教育練習の用に供する自	(自動車税の課税免除) 第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税(第9号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。)を課さない。ただし、第4号から第14号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。 (1)~(3) 略 (4) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に規定する各種学校において専ら生徒の教育練習の用に供する自動

動車 (5)～(14) 略	車 (5)～(14) 略
------------------	-----------------

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成19年鳥取県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条中「学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項」に改める。

(貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正)

第4条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		
高 等 学 校 の 定 時 制 の 課 程 及 び 通 信 制 の 課 程 又 は 学 校 教 育 法 第 54 条 第 3 項 に 規 定 す る 広 域 の 通 信 制 の 課 程 に 在 学 す る 勤 労 青 少 年 で 、 経 済 的 理 由 に よ り 著 し く 修 学 が 困 難 な も の に 対 し て 貸 し 付 け る 資 金	略	略	高 等 学 校 の 定 時 制 の 課 程 及 び 通 信 制 の 課 程 又 は 学 校 教 育 法 第 45 条 第 3 項 に 規 定 す る 広 域 の 通 信 制 の 課 程 に 在 学 す る 勤 労 青 少 年 で 、 経 済 的 理 由 に よ り 著 し く 修 学 が 困 難 な も の に 対 し て 貸 し 付 け る 資 金	略	略
奨励金			奨励金		

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県認定こども園に関する条例(平成18年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備(以下「建物等」という。)が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 幼稚園教育要領(学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該施設に在籍している子どものうち児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園</p> <p>イ 幼稚園及び認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年^{文部科学}厚生労働省令第3号)第1条に規定する施設を除く。)をいう。以下同じ。)のそれぞれの用に供され</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備(以下「建物等」という。)が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和22年法律第26号)第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 幼稚園教育要領(学校教育法第79条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該施設に在籍している子どものうち児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園</p> <p>イ 幼稚園及び認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年^{文部科学}厚生労働省令第3号)第1条に規定する施設を除く。)をいう。以下同じ。)のそれぞれの用に供され</p>

<p>る建物等が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所</p> <p>(4) 認可外保育施設型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>る建物等が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所</p> <p>(4) 認可外保育施設型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

(鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(受験資格)</p> <p>第7条 ふぐ処理師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者で、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第14号若しくは第16号に掲げる営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第7条 ふぐ処理師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者で、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第14号若しくは第16号に掲げる営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの</p>

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第7条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成4年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の行事を行うためにする拡声機の使用</p> <p>(7)～(9) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校の行事を行うためにする拡声機の使用</p> <p>(7)～(9) 略</p>

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。